

# 令和5年第9回農業委員会総会議事録

令和5年8月1日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年8月1日(火)

午後3時4分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第92号 農地法第3条許可について

議案第93号 農地法第4条許可について

議案第94号 農地法第5条許可について

議案第95号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第96号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第40号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第41号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第42号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第43号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第44号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 惠 子
8 番 金 丸 隆 幸	9 番 德 地 豊	10 番 川 越 忠 次
12 番 川 越 正 彦	14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信
17 番 片 上 英 行	18 番 田 中 安 子	19 番 高 間 秀 一
20 番 川 越 達 也	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香
23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

7 番 川 越 定 光	11 番 長 友 紘 子	13 番 長 倉 恭 浩
16 番 佐 藤 裕 次 郎		

6. 事務局出席者

局	長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次	長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	領 家 健 志
次長補佐兼総務係長		長谷川 恒 徳		
総務係主任主事		藤 岡 拓 麻		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 岡武義 

委員 蛭原安徳 

午後 3 時 4 分開会

○議長（川越） これより令和 5 年第 9 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7 番川越定光委員、11 番長友紘子委員、13 番長倉恭浩委員、16 番佐藤裕次郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成り立ちます。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2 番岡武義委員、23 番蛭原安徳委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、総会の会期及び議事日程等について、タブレット上で確認をお願いいたします。

なお、議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

タブレット内の「02 令和 5 年第 9 回総会議案」のファイルを押して、内容が表示されましたら、議案書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 92 号「農地法第 3 条許可について」は 21 件でございます。

議案第 93 号「農地法第 4 条許可について」は 2 件でございます。

議案第 94 号「農地法第 5 条許可について」は 24 件でございます。

議案第 95 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 34 件でございます。

議案第 96 号「農用地利用集積計画の決定について」は 56 件でございます。

以上、審議件数は 137 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、25 万 6,547 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、18 万 1,105 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 92 号農地法第 3 条許可について、3 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。4ページの番号123が該当しますが、番号123は売買価格が地域の相場より安いいため、3条申請を選択した案件となっております。

また、今回の総会が改選後、最初の審議となるため、今年4月からの農地法改正の内容について説明いたします。

農地法第3条の許可基準について、これまでは、所有や貸借に関わらず、農地取得後の総経営面積が5,000平方メートル以上ないと農地を取得することができませんでした。これが下限面積の要件、いわゆる5反要件です。

この下限面積要件が令和5年4月1日から撤廃されましたので、これにより、農地取得後の総経営面積が5,000平方メートルを満たさない場合でも、その他の基準を満たせば、農地の権利取得ができるようになりました。

3ページにおいて、総経営面積が5,000平方メートルを満たさない案件は、番号122が該当しています。総経営面積が5,000平方メートルを満たしておりませんが、下限面積の要件が許可の基準ではなくなったため、また、その他の基準を充足すると認められた案件のため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、下限面積要件が撤廃されたため、備考欄記載の総経営面積は許可の要件ではありませんが、権利取得後の総経営面積が5,000平方メートルを満たさない場合は、参考として記載しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの126番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号132を御覧ください。

本案件は、新規就農法人からの申請です。受人は、ビニールハウスの施工や資材の販売を営む法人です。受人の代表は、両親のハウスにて3年間、トマトの施設栽培を経験しております。今般、土地の賃借権を設定し、申請地にあるハウスを購入し営農する計画で、申請に至りました。

なお、本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸

借契約を解除して、農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、全耕作要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいること、などの要件があります。

3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページから8ページの140番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第93号農地法第4条許可について、9ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程してまいります。

なお、申請地を農地法の許可を得ずに、農地以外の用途で使用していた案件について

ては、備考欄に始末書付と記載しており、追認申請となっています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 25 を御覧ください。

申請人は宮崎市清武町今泉在住の農家です。

お手元の「農地法第 4 条許可資料」を御覧ください。

2 ページに位置図、3 ページから 5 ページに航空写真、6 ページから 9 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、2 ページの位置図のとおり、宮崎市学園木花台西にあります宮崎大学木花キャンパスから南西に約 6.5 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に植林したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲から 1 メートル離して植林することで日照等への影響に配慮し、また雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、その他の案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○9 番（徳地委員） 番号 25 について、転用事由が植林で、山桜と杉となっておりますけれども、隣接する農地がこの航空写真で見るとは水田だと考えられます。この農地との間隔を 1 メーター弱の間隔で杉が植林された場合、恐らく上にどんどん伸びて、隣接する水田に少なからず影響があると考えますが、その点はどう考えられますか。

○事務局（領家） 今回、杉を植えるところが、資料の 5 ページの今泉乙 1331 になっております。資料に記載のある申請地に杉を植えることとなりますが、この周辺の西側の農地につきましては、同じく植林の相談を受けており、将来的には転用して農地ではなくなる予定となっております。そのため、配慮すべき東側の農地は、特に影響はないと考えております。以上です。

○議長（川越） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号 25 番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問いたします。

議案第 94 号農地法第 5 条許可について、10 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 134 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の個人、受人は宮崎市大字芳士在住の個人です。申請地は、宮崎市村角町にあります蓮ヶ池駅から東に約 800 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を資材置場として利用し、今回新たに一般個人住宅を建築したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断していません。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページから 12 ページの 140 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページから 13 ページの 142 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○17 番（片上委員） 番号 145 の露天駐車場の件でございますが、受人の住所と駐車場の所在地の住所が大分離れていると思います。そして、面積も 784 平米と広いようですが、この駐車場の利用方法を教えてもらいたいと思います。

○事務局（領家） 番号 145 について説明いたします。今回の露天駐車場は、受人が隣接する診療所を開設予定でして、その診療所の露天駐車場となっております。隣接と言ったんですが、ちょっと距離が離れているので、診療所敷地という転用目的ではなく、その駐車場の用途として使うため、露天駐車場と記載しています。以上です。

○17 番（片上委員） 駐車場の所在地のところに診療所ができるということですか。

○事務局（領家） この露天駐車場から 100 メーターか 50 メーターぐらい離れたところの建物で、診療所、眼科をやる予定となっております。以上です。

○17 番（片上委員） ありがとうございます。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページから 16 ページの 151 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 95 号農用地利用集積等促進計画(案)について、18 ページから 25 ページの 165 番及び別紙 1 を議題とします。

○事務局(藤岡) 議案第 95 号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が 18 ページの番号 140 番から 25 ページの番号 165 番までの 26 件、更新分・変更分が別紙 1 に記載しております番号 5 番から番号 12 番までの 8 件でございます。

なお、更新分につきましては、所有者・農地中間管理機構間の契約は変わらずに、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間を更新するもので、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番(蛭原委員) 説明のありました議案の対価について、対価が書いてあるところと書いてないところがあるんですが、記載の有無の理由を伺います。

○事務局（藤岡） 対価が記載してありますところが賃貸借権での契約になりまして、対価が記載されていないところが使用貸借権による契約となります。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第96号農用地利用集積計画の決定について、26ページから52ページの478番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、2番岡武義委員の退室を求めます。

（2番岡 武義委員退室）

○事務局（藤岡） 議案第96号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、26ページの番号431番から52ページの番号478番までの48件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が6件、新規設定が3件、賃借権の再設定が26件、新規設定が13件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号438番と439番について伺います。受人の経営面積欄が空白になっており、また、備考欄は認定農業者となっておりますが、今からこの面積で農業を始める新規就農者というふうに捉えていいのではないかなと思ったのでご意見をお聞きしたいです。

○事務局（藤岡） 受人に関しましては、親子で認定を取っておりますので、子の名前

で申請があり、土地の名義は母になっております。受人は親所有農地で農業に従事しておりましたが、今回初めて使用貸借の申請がありました。受人本人の所有農地はなく、初めての農地の使用貸借ですので、空白になっております。

○23 番（蛭原委員） 親子共同で認定農家ということであるならば、1戸の家だから、親子の共同経営の面積を書いてもいいのではないかとも思うんですが、それはできないということなののでしょうか。

○事務局（藤岡） 議案の記載方法として、本人の農地面積を記載していますので、経営面積が空白となっておりますが、親子で認定をとっており、同じ世帯での農地の所有というところに関して、その記載方法については今後検討させていただきたいと思っております。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

○23 番（蛭原委員） 444 番、445 番、453 番、455 番、457 番は、全て認定等の有無が「なし」となっておりますが、基盤強化法は、我々が農業委員として農地のあっせんをするときには、認定農家はメリットがあるため、認定農家を中心にあっせんしています。しかし、認定農家ではない受人が、議案として上がっている。この人たちはどういう位置づけをされているか教えていただきたい。

○事務局（藤岡） 基盤強化促進法に基づく利用権設定につきましては、認定農業者ではなくても、農業委員会を通じた貸借・売買の実績があり、農地を耕作している、農地を所有している専業農家の場合、利用権設定を認めているところでございます。メリットといたしましては、手続きが簡単であること、基盤強化法に基づく農地の売買ができること、認定農家が要件の補助金があること、農地売買の税制優遇があること等があります。

○23 番（蛭原委員） 基盤強化法に基づく利用権設定は認定がなくてもできる場合があることについては、理解しました。今後、利用権設定の手続きについて、認定のない受人の場合の要件確認は、農業委員会事務局や総合支所担当課に相談しながら、進めていく形でよかったですでしょうか。

○事務局（藤岡） はい。ご不明な点があれば、その都度、総合支所や農業委員会事

事務局に相談していただければ、お答えさせていただきます。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

2 番岡武義委員の入室を求めます。

（2 番岡 武義委員入室）

○議長（川越） 次に、53 ページから 56 ページの 486 番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、53 ページの番号 479 番から 56 ページの番号 486 番までの 8 件でございます。

55 ページの番号 484 番、56 ページの番号 485 番、番号 486 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

タブレット内の「03 令和 5 年第 9 回総会報告」のファイルを押して、内容が表示

されましたら、報告書表紙の次の2ページを御覧ください。

報告第40号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数5件でございます。

報告第41号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数9件でございます。

報告第42号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数2件でございます。

報告第43号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数21件でございます。

報告第44号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数15件でございます。

なお、報告第40号、第41号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第42号、第43号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第9回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時59分閉会